

○国土交通省告示第七百八十八号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

四一六一 小松飛行場

京丹後志

国有

住所 東京都江戸川区
　　シャヒドゥール・イスラム・カーン 昭和45年
　　3月27日生

住所 東京都板橋区
　　俞雪琴 昭和51年9月5日生

住所 東京都千代田区
　　毛鶴如 平成7年1月31日生

住所 岡山県倉敷市
　　張瑞華 昭和34年6月15日生

住所 岡山県倉敷市
　　韓由美 昭和51年11月30日生

住所 福岡県築上郡吉富町
　　安高満子 昭和25年10月20日生

　　徐俊昌 昭和52年5月18日生

　　徐由美 昭和48年8月26日生

住所 群馬県吾妻郡中之条町
　　ビリウェリー・ゲダラ・サジーワ・チャーナ
　　カ・ダルマセーナ 平成3年3月22日生

　　マナンゴダ・ゲダラ・エランティカ・スリマ
　　ティ・マナンゴダ・ゲダラ 平成4年4月29日
　　生

　　ビリウェリー・ゲダラ・エネル・アーディヴ
　　令和6年8月8日生

住所 仙台市太白区
　　キンバリー・ブマンラグ 平成7年1月22日生

住所 栃木県日光市
　　サヌ・クワル 昭和63年4月18日生

　　シバニ・カルキ 平成25年1月16日生

住所 千葉市花見川区
　　ハニエル・バグタクハン・クレメンテ 平成2
　　年9月13日生

住所 東京都足立区
　　于雪偉 昭和60年4月27日生

　　朱莉莉 昭和63年6月12日生

　　于昕璠 平成28年9月9日生

　　于海辰 平成31年3月5日生

住所 東京都葛飾区
　　ムケス・ラワル 昭和61年10月1日生

住所 東京都北区
　　朴松哲 昭和55年9月5日生

　　朴素永 平成23年12月29日生

　　朴炤怡 令和2年4月14日生

住所 東京都足立区
　　ギヨー・ゼイ・ヤ 平成元年4月4日生

住所 東京都中央区
　　劉翀 昭和62年6月29日生

住所 東京都中野区
　　葉佳 昭和61年7月27日生

住所 東京都台東区
　　スニタ・パンザラ 平成2年6月26日生

諸事五

有權者申出方

元当局所属公証人彦坂孝孔の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年8月5日

元当局所属公証人前田静男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年8月5日 岡山地方法務局

梁東明 平成7年10月3日生
住所 東京都調布市
カイン・ザー・ニ・トウツ 平成4年3月16
生
住所 東京都世田谷区
玄裕子 昭和30年4月20日生
住所 横浜市港北区
吳常利 昭和25年9月14日生
住所 埼玉県川口市
ノーウォン・ナルモン 昭和60年10月15日生
住所 東京都杉並区
蔣海燕 昭和43年12月28日生
住所 三重県鈴鹿市
呂永祥 平成11年4月19日生
住所 仙台市太白区
崔庭敏 昭和63年9月16日生
住所 山口県宇部市
徐飛龍 平成3年9月5日生
劉煥平 平成4年9月28日生
徐依諾 令和元年6月13日生
徐紫陽 令和7年2月10日生
住所 福岡市東区
楊悅子 昭和39年5月6日生
住所 愛知県碧南市
ホドリゴ・ユウイチ・クボ 平成12年9月26
生

公 告

登錄政治資金監查人登錄公生

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四
金監査人名簿に登録した者を次のとおり公表する

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

(業務上の呼称) 中村 桂子

登録番号	登録年月日	氏名
六二九五	七、六、六	友田桂子
六三九六	七、六、六	森嶋康太郎
六二九七	七、六、六	梶原忍
六二九八	七、六、六	安藤洋太
六二九九	七、六、六	志水穏
六三〇〇	七、六、六	輪木利夫
一	六、六、六	大橋潤平
六三〇一	七、六、六	川端光
六三〇二	七、六、六	大橋潤平
六三〇三	七、六、六	集地尚之
六三〇四	七、六、六	北山竜介
六三〇五	七、六、六	大場誠
六三〇六	七、六、六	西原祐介
六三〇七	七、六、六	下山竜祐
六三〇八	七、六、六	奥村健祐

登錄政治資金監查人登錄抹消公

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公表する。

政治資金適正化委員会委員長 野々上 嘉

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二〇五	柳谷 順三	五、九、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四一四	近藤 忠義	七、四、二三	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四五五	瀬上 格	五、五、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
七〇四	岡本 春市	五、二、一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一〇四一	小林 寛	六、六	本人からの申請
一〇九四	橋本 好秋	五、七、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一四八七	永江 俊夫	五、五、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一七九四	金子 明嗣	五、一〇、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一〇五三	大 穀 純	四、九、一七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一五三	南 忠佳	六、六、一六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一三八七	松田 一彦	五、六、二七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一三九二	松村 審憲	六、六、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号

令和7年(家)第70831号
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 東京地方検察庁検察官

本籍東京都練馬区桜台4丁目6079番地、最後の住所東京都板橋区赤塚1丁目36番6-504号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日推定令和6年4月26日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和28年12月5日、職業不詳
被相続人 亡 松浦 克己

事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階 東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90548号

埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目2番6号402

申立人 帆足 道代

本籍長崎県佐世保市若葉町162番地、最後の住所東京都調布市国領町3丁目8番地15都営調布くすのきアパート5-920号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成20年3月5日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和27年1月16日、職業不詳

被相続人 亡 帆足隆一郎

事務所東京都八王子市横山町9番11号 小泉ビル3階 あさや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 高興

催告期間満了日 令和8年2月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40490号

東京都中央区八重洲1丁目7番17号

申立人 株式会社八重洲栄屋

本籍神奈川県茅ヶ崎市赤羽根3370番地12、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市赤羽根3370番地12、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日平成26年12月16日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和44年1月8日、職業会社員

被相続人 亡 金子 哲也

事務所横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル5階

相続財産清算人 弁護士 水谷 泰朗

催告期間満了日 令和8年3月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40501号

神奈川県横浜市神奈川区白幡町8番4号

申立人 株式会社ユナイト

本籍神奈川県横浜市南区大岡1丁目1917番地、最後の住所横浜市南区大岡1丁目22番25号、死亡の場所神奈川県横浜市南区、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和34年3月1日、職業不明

被相続人 亡 小澤 成江

事務所神奈川県横浜市中区相生町1-3モアグランド閑内ビル5階

相続財産清算人 弁護士 若井 公志

催告期間満了日 令和8年3月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第15110号

新潟市北区柳原1丁目13番地1

申立人 福田 朋子

本籍新潟県五泉市尻上甲380番地、最後の住所新潟県五泉市尻上甲380番地、死亡の場所新潟県新潟市秋葉区、死亡年月日令和7年3月24日、出生の場所新潟県新津市、出生年月日昭和41年12月4日、職業地方公務員

被相続人 亡 田中 正徳

主たる事務所新潟市中央区新光町10番地2

相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所

催告期間満了日 令和8年2月27日

新潟家庭裁判所

令和7年(家)第2423号

水戸市南町2丁目5番5号

申立人 株式会社常陽銀行

本籍東京都文京区白山2丁目23番地、最後の住所富山市清水町2丁目3番8号、死亡の場所富山市富山市、死亡年月日令和5年12月13日、出生の場所東京市小石川区、出生年月日昭和10年3月14日、職業不詳

被相続人 亡 生方 利男

富山市長江新町4丁目5番7号長念寺内 志田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 志田 祐義

催告期間満了日 令和8年2月18日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第40070号

山梨県甲府市上今井町1200-1

申立人 越石 薫

本籍長野県松本市中央3丁目396番地、最後の住所長野県松本市大字島内900番地58、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和7年5月1日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和35年5月19日、職業不明

被相続人 亡 下條 幸一

事務所長野県松本市沢村3丁目1番5号2階長瀬法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長瀬 孝浩

催告期間満了日 令和8年3月2日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第307号

愛知県瀬戸市東山町2丁目21番地

申立人 桑原 一孝

本籍岐阜県本巣市外山348番地2、最後の住所岐阜県本巣市外山1277番地1、死亡の場所愛知県長久手市、死亡年月日令和7年1月14日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和18年10月16日、職業無職

被相続人 亡 桑原 高良

事務所岐阜市美江寺町1-4 白木ビル4階辻法律事務所

相続財産清算人 弁護士 辻 徹

催告期間満了日 令和8年2月16日

岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第30081号

埼玉県さいたま市緑区大字中尾2465番地3

申立人 松田喜代子

本籍静岡県静岡市清水区下野西157番地3、最後の住所静岡県静岡市清水区下野西5番40号、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日令和6年12月11日頃から20日頃までの間、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和41年7月30日、職業無職

被相続人 亡 小池 宏幸

静岡市清水区辻1-2-1 えじりあ203号中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔

催告期間満了日 令和8年3月11日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第7023号

静岡県焼津市五ヶ堀之内700番地の8

申立人 井戸田泰子

本籍静岡県富士宮市村山1414番地、最後の住所静岡県富士宮市村山1414番地、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日令和6年6月9日、出生の場所静岡県富士宮市、出生年月日昭和40年6月13日、職業不明

被相続人 亡 伊藤 整

静岡県富士市中央町1丁目6番10号リクラスビル3号棟202号のものと法律事務所

相続財産清算人 弁護士 輿石 逸貴

催告期間満了日 令和8年3月10日

静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第3054号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍静岡県掛川市西之谷1280番地、最後の住所静岡県掛川市西之谷1953番地、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和5年12月16日、出生の場所静岡県小笠郡城東村、出生年月日昭和33年1月16日、職業不明

被相続人 亡 浅井 久志

静岡県掛川市亀の甲2丁目15番9号 掛川総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡崎 育

催告期間満了日 令和8年2月27日

静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第7409号

愛知県春日井市中野町2丁目8番地12

申立人 鬼頭 正明

本籍名古屋市南区菊住2丁目109番地、最後の住所名古屋市南区菊住2丁目1番15号、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日令和7年2月27日、出生の場所名古屋市南区、出生年月日昭和33年12月28日、職業会社員

被相続人 亡 鬼頭 啓介

事務所名古屋市東区東大曾根町45番10号 弁護士法人高山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 進

催告期間満了日 令和8年3月2日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7430号

名古屋市中区大井町3番15号日重ビル5F
申立人 特定非営利活動法人安らぎ
本籍愛知県瀬戸市幸町55番地、最後の住所愛知県瀬戸市水北町923番地、死亡の場所愛知県名古屋市守山区、死亡年月日令和5年10月11日、出生の場所愛知県瀬戸市、出生年月日昭和19年1月9日、職業無職
被相続人 亡 加藤 豊
事務所愛知県瀬戸市陶本町1丁目31番地8マルセビル3階 弁護士法人瀬戸旭法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川本 英典
催告期間満了日 令和8年3月13日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第470号

愛知県岡崎市暮戸町赤池4番地1
申立人 細井 隆子
本籍愛知県岡崎市東蔵前町字火打山45番地1、最後の住所愛知県岡崎市暮戸町字赤池52番地1ピアハウス 2、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所愛知県名古屋市西区、出生年月日昭和13年11月25日、職業不明
被相続人 亡 柴田 吉教
愛知県岡崎市中岡崎町9番地15 中岡崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 賢一
催告期間満了日 令和8年2月27日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第82号

三重県多気郡多気町波多瀬428番地
申立人 藤井 心児
本籍三重県松阪市大黒田町1521番地47、最後の住所三重県松阪市大黒田町1521番地47、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所三重県多気郡多気町、出生年月日昭和14年9月10日、職業無職
被相続人 亡 小西 恒代
三重県津市羽所町345番地 津駅前第一ビル6階
相続財産清算人 北蘭 太
催告期間満了日 令和8年2月13日
津家庭裁判所松阪支部

令和7年(家)第134号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号
申立人 株式会社日本政策金融公庫
本籍青森県八戸市大字鍛冶町16番地、最後の住所青森県八戸市是川5丁目10番地5、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和6年1月23日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和21年3月1日、職業不明
被相続人 亡 塚原 温子
青森県八戸市大字堤町1番地 大丸ビル2階
薰る風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 薫
催告期間満了日 令和8年2月10日
青森家庭裁判所八戸支部

令和7年(家)第46号

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江4番地3
申立人 木村昭一郎
本籍鹿児島県曾於市末吉町本町1丁目1番地14、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬大字西仲勝965番地 めぐみの園、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日令和6年12月6日、出生の場所鹿児島県曾於郡末吉町、出生年月日昭和9年10月11日、職業無職
被相続人 亡 宮田千代子
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江4番地3
相続財産清算人 司法書士 木村昭一郎
催告期間満了日 令和8年2月13日
鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年(家)第74号

埼玉県飯能市南町13番11 ダイアパレス飯能
申立人 ダイアパレス飯能管理組合
本籍鹿児島県志布志市有明町蓬原1348番地、最後の住所埼玉県飯能市南町13番11-702号、死亡の場所埼玉県入間市、死亡年月日令和4年4月29日、出生の場所鹿児島県贈勧郡西志布志村、出生年月日昭和26年3月8日、職業不明
被相続人 亡 福留あや子

事務所埼玉県所沢市くすのき台1-12-1内野ビル2階 德永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 德永慎太郎
催告期間満了日 令和8年2月18日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(家)第1号

埼玉県さいたま市中央区上落合5丁目4番2号

申立人 井山 勝美

権利の届出の終期 令和7年10月27日

令和7年7月4日 さいたま簡易裁判所(別紙)目録

(1)土地 さいたま市中央区上落合五丁目726番3山林 42平方メートル

(2)登記年月日番号 さいたま地方法務局

主登記 昭和54年10月9日受付第59391号
付記登記 昭和55年9月24日受付第50781号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定、移転

原因 昭和54年10月8日設定、昭和55年9月20日譲渡による移転

目的 堅固な建物所有

存続期間 30年

地代 1月3・3平方メートル250円

支払期 每月末日

地上権者 川口市大字芝6906番地

小口 忠

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第424号

愛知県尾張旭市旭ヶ丘町山の手2-78

申立人 深町小百合

国籍大韓民国、最後の住所名古屋市千種区今池町4の57

不在者 田 良子
西暦1941年1月1日生(外国人登録原票上の出生年月日西暦1939年1月1日)
届出期間満了日 令和7年11月25日
名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第455号

大阪市平野区喜連東3-11-33-804

申立人 嘉納 康寿
本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字諸数298番地2
不在者 嘉納 修
昭和34年3月6日生
届出期間満了日 令和7年11月12日
大津家庭裁判所

令和7年(家)第10122号

和歌山県和歌山市島51番地2県営川永団地1棟3階45号

申立人 中井 博明
本籍和歌山県和歌山市里147番地、最後の住所和歌山県和歌山市島51番地2県営住宅15棟341号
不在者 中井 實
昭和17年4月13日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第55号

鹿児島県霧島市国分広瀬4丁目3番3号
申立人 堀切 和夫
本籍鹿児島県霧島市国分広瀬4丁目1179番地イ、最後の住所不明
不在者 堀切 廣志
昭和14年11月24日生
届出期間満了日 令和7年11月7日
鹿児島家庭裁判所加治木支部

令和7年(家)第61号

沖縄県糸満市字豊原71番地1
申立人 長田 勇
本籍沖縄県糸満市字豊原96番地、最後の住所沖縄県糸満市字豊原96番地
不在者 長田 勇誠
昭和37年9月17日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
那霸家庭裁判所

令和7年（家）第9号
沖縄県うるま市石川伊波1482番地県営石川第二団地5号棟103号室
申立人 上原チエ子
本籍沖縄県頭郡本部町字伊豆味2548番地、最後の住所不詳
不在者 前田トヨ子
昭和17年8月2日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
那覇家庭裁判所名護支部

令和7年（家）第6号
沖縄県中頭郡中城村字津覇516番地
申立人 伊波 秀光
本籍沖縄県宮古島市平良字西里432番地、最後の住所沖縄県石垣市字新川107番地
不在者 伊波 孝
昭和8年11月4日生
届出期間満了日 令和7年11月21日
那覇家庭裁判所石垣支部

令和7年（家）第5・8号
大阪府大阪市東住吉区今川8-12-1-201
申立人 阪上 孝子
本籍静岡県牧之原市坂口1206番地、最後の住所埼玉県越谷市蒲生1丁目10番7号田村コープ
不在者 板倉 保男
昭和6年4月2日生
届出期間満了日 令和7年11月28日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和6年（家）第6・7・19号
埼玉県鶴ヶ島市富士見2-19-13-204号
パールハイム若葉
申立人 林 音彦
本籍千葉県千葉市中央区本町3丁目117番地、最後の住所不明
不在者 鶴岡 貞子
明治44年9月5日生
届出期間満了日 令和7年11月8日
東京家庭裁判所

令和6年（家）第9・18・9号
大阪府貝塚市小瀬535番地2
申立人 山口 俊之
本籍鹿児島県垂水市中央町40番地、最後の住所不明
不在者 山口 邦昭
昭和11年9月11日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第3・1・5・9号
徳島県徳島市川内町平石古田272
申立人 川尻ことよ
本籍徳島県海部郡美波町志和岐字天王108番地、最後の住所東京都杉並区西荻南2丁目17番7号 メゾン西荻103
不在者 佐藤 初
昭和25年5月3日生
届出期間満了日 令和7年11月17日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第7・6・5号
大阪市北区西天満5丁目9番3号アールビル
本館10階 安富共同法律事務所
申立人 至田 明史
本籍京都府京都市左京区松ヶ崎西町3番地、従来の住所京都市左京区松ヶ崎西町2番地
不在者 齊藤米治郎
明治10年8月12日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
京都家庭裁判所

令和7年（家）第8・3・1号
千葉県市川市市川3-28-4 パークスクエア
国府台703
申立人 横井 ゆり
本籍大阪府吹田市朝日町1000番地、最後の住所大阪市東淀川区大桐3丁目9番16号
不在者 横井 由佳
昭和44年3月5日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第1・6・4・9号
大阪市阿倍野区昭和町3丁目6番1号
申立人 岡山 慶子
国籍韓国、最後の住所大阪市福島区中江町174番地
不在者 李 昌允
西暦1896年1月20日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第1・6・5・0号
大阪市阿倍野区昭和町3丁目6番1号
申立人 岡山 慶子
国籍朝鮮、最後の住所大阪市天王寺区大道2丁目以下不詳
不在者 李 昌夏
西暦1929年3月9日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第8・8号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸212番地3
申立人 小野ひとみ
本籍宮城県本吉郡南三陸町戸倉字折立57番地、最後の住所千葉県千葉市花見川区長作町504番地広和荘205号
不在者 阿部 晃
昭和36年1月30日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
仙台家庭裁判所気仙沼支部

令和7年（家）第7・3号
宮城県仙台市太白区中田町字二件橋25-1
ラ・トゥール902号
申立人 永澤 章司
本籍茨城県那珂郡勝田町（現ひたちなか市）大字三反田1780番地、最後の住所茨城県鹿島郡鉢田町大字鉢田1569番地
不在者 川上 静江
昭和13年1月6日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
水戸家庭裁判所

令和6年（家）第5・4・4・2号
東京都調布市染地3丁目8番地35
申立人 古瀬 和之
本籍本所区横網町2丁目15番地（元本籍浅草区黒船町28番地）、最後の住所不明
不在者 土屋 うめ
大正7年1月15日生
届出期間満了日 令和7年11月11日
東京家庭裁判所

令和6年（家）第5・4・4・3号
東京都調布市染地3丁目8番地35
申立人 古瀬 和之
本籍本所区横網町2丁目15番地（元本籍浅草区黒船町28番地）、最後の住所不明
不在者 土屋 充一
大正11年2月3日生
届出期間満了日 令和7年11月11日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第6・5号
三重県津市觀音寺町604番地296
申立人 小牧 紘子

本籍三重県津市美杉町川上870番地、最後の住所三重県四日市市富田3丁目16番14号三幸荘アパート3号
不在者 小牧 宣夫
昭和20年5月25日生
届出期間満了日 令和7年11月11日
津家庭裁判所

令和7年（家）第1・9・1・9号
大津市仰木の里東7丁目12番10号
申立人 澤井 雅史
本籍京都府京都市中京区小川通夷川上る下丸屋町452番地、最後の住所大阪府枚方市伊賀西町32番35-105号
不在者 澤井 慎史
平成4年6月25日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第4号
沖縄県浦添市大平1丁目3番7-301号文月荘
申立人 上地 和江
本籍沖縄県宮古島市平良字松原237番地、最後の住所沖縄県宮古島市平良字松原237番地
不在者 川上 豊吉
大正13年12月17日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
那覇家庭裁判所平良支部

令和7年（家）第9号
沖縄県中頭郡中城村字奥間601番地3
申立人 宮城マサ子
本籍沖縄県宮古島市平良字下里2168番地、最後の住所沖縄県宮古島市平良字下里2168番地
不在者 大城 進
昭和34年6月15日生
届出期間満了日 令和7年11月13日
那覇家庭裁判所平良支部

令和7年（家）第1・9・1号
埼玉県行田市大字埼玉310番地1
申立人 木村 重好
本籍埼玉県行田市大字埼玉325番地、最後の住所埼玉県行田市大字埼玉325番地
不在者 木村 正義
昭和10年8月27日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第1010号
神奈川県大和市下鶴間418番地2ロゼホーム
つきみ野
申立人 清水 明美
本籍神奈川県相模原市中央区相生4丁目8番、最後の住所神奈川県大和市南林間6丁目1番25号清水方
不在者 鎌田 捷恭
昭和19年5月12日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第1369号
島根県出雲市斐川町名島90番地太陽の里方
申立人 青山 一雄
本籍島根県松江市中原町87番地、最後の住所神奈川県鎌倉市岡本1ノ1
不在者 青山 圭三
昭和10年2月27日生
届出期間満了日 令和7年11月21日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第36号
静岡県静岡市清水区草薙1974番地の4ハイライフ草薙205
申立人 市川 典代
本籍静岡県静岡市清水区八坂東2丁目5番、最後の住所静岡県静岡市清水区追分2丁目18番8号ラフォーレプラザK1-D号室
不在者 市川 景介
昭和57年1月6日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
静岡家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和6年(家)第638号
本籍青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原102番地23、最後の住所青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原102番地18
不在者 中嶋 史歩
昭和45年5月10日生
令和7年7月9日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所弘前支部裁判所書記官

令和6年(家)第778号
本籍青森県平川市金屋中松元34番地3、最後の住所青森県南津軽郡尾上町大字金屋字中松元34番地3
不在者 佐藤 芳衛
昭和21年9月30日生
令和7年7月9日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所弘前支部裁判所書記官

令和6年(家)第859号
本籍広島県東広島市福富町上竹仁1043番地、最後の住所千葉県以下不詳
不在者 佐々木キミ
大正11年3月10日生
令和7年7月10日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第678号
本籍千葉県船橋市松が丘3丁目66番、最後の住所千葉県船橋市松が丘3丁目66番13号
不在者 片桐 章夫
昭和23年9月21日生

令和7年7月9日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第7704号
国籍ロシア国、最後の住所ロシア連邦以下不詳
不在者 セリナ、アンナ
西暦1978年1月2日生

令和7年7月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第9418号
本籍東京都墨田区業平5丁目6番地6、最後の住所東京都南葛飾郡本田村大字渋江285番地
不在者 大森 智恵
大正14年9月23日生

令和7年7月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第56号
本籍福井県越前市轟井町第29号1番地、最後の住所福井県越前市轟井町第29号1番地
不在者 高橋 和美
昭和45年6月24日生

令和7年7月9日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所武生支部裁判所書記官

令和6年(家)第2020号
本籍京都府京都市東山区本町19丁目422番地、最後の住所京都府京都市東山区本町19丁目422番地
不在者 大島 義武
昭和2年3月29日生

令和7年7月11日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第4110号
本籍熊本県八代市郡築三番町57番地2、最後の住所大阪府門真市末広町31番地12 301
不在者 磯田 昭幸
昭和5年2月23日生

令和7年7月11日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第501号
本籍大阪府大阪市浪速区元町1丁目8番地、最後の住所兵庫県尼崎市食満7丁目1番13号
武田文化
不在者 津和 久夫
昭和24年10月31日生
令和7年7月10日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第197号
本籍兵庫県明石市二見町西二見1063番地、最後の住所兵庫県明石市魚住町住吉3丁目1257番地の2
不在者 住江 一郎
昭和4年1月20日生

令和7年7月11日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所明石支部裁判所書記官

令和7年(家)第10019号
本籍和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4630番地1、最後の住所和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4676番地の5
不在者 荒井 正志
昭和23年1月23日生

令和7年7月10日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

令和6年(家)第2716号
本籍島根県雲南省三刀屋町伊薙69番3地、最後の住所島根県雲南省三刀屋町伊薙69番3地
不在者 岡田 幸雄
昭和8年10月20日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第68号
本籍広島県呉市音戸町藤脇2丁目9629番地、最後の住所広島県呉市三和町10番34号
不在者 大内 幸子
昭和22年12月7日生

令和7年7月10日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

令和6年(家)第404号
本籍愛媛県松山市室町13番地7、最後の住所愛媛県松山市室町13番地7 コーポおれんじ203号
不在者 原 強
昭和37年5月1日生

令和7年7月9日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号
京都府宇治市宇治蔭山93番地の15

申立人 株式会社澤本製作所
代表者代表取締役 澤本 麻子

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月3日
令和7年7月11日 館林簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AA05221

金額 123,750円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 群馬県邑楽郡大泉町

支払場所 株式会社足利銀行大泉支店

振出日 令和6年12月30日

振出地 群馬県邑楽郡大泉町

振出人 和光株式会社 代表取締役 小谷 正彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号
岐阜県美濃市曾代66番地

申立人 株式会社東海化成

代表者代表取締役 景山 昌治

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月9日

令和7年7月11日 京都簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AA023352

金額 178,200円

支払期日 令和7年4月5日

支払地 京都府京都市

支払場所 株式会社滋賀銀行西陣支店

振出日 令和7年1月5日

振出地 京都府京都市

振出人 株式会社タカヤマシード 代表取締役 小野 浩之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

岡山県倉敷市玉島乙島7360番地の10
申立人 有限会社田中電機
代表者代表取締役 田中 章夫
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月27日
令和7年7月11日 玉島簡易裁判所
(別紙) 目 錄
小切手 1通
小切手番号 BC32594
金額 101,082円
支払人 株式会社中国銀行玉島北支店
支払地 岡山県倉敷市新倉敷駅前
振出日 令和6年12月20日
振出地 岡山県倉敷市玉島長尾447番地1
振出人 長尾運輸株式会社 代表取締役 高橋 永里子
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第100号

福島県伊達市保原町上保原字新田前18番地2
債務者 有限会社志賀運輸
代表者代表取締役 今野 弘美
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 貴洋
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時

福島地方裁判所

令和7年(フ)第209号

愛知県豊橋市清須町字宮西116番地1
債務者 有限会社丸親トラック
代表者代表取締役 河合 親好
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊地令比等
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第190号

石川県白山市幸明町296番地3
債務者 飛田建設株式会社
代表者代表取締役 飛田 友也
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森岡 真一
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時5分

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第116号

埼玉県上尾市栄町10番3号バナハイツヤマダA-203
債務者 株式会社令和
代表者代表取締役 宮沢 賢和
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智
4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時10分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第342号

新潟市西区小針1丁目13番20号
債務者 株式会社大岩精肉センター
代表者代表取締役 山口 龍志
1 決定年月日時 令和7年7月28日午前9時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 崇
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後2時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1284号

札幌市南区南39条西11丁目2番5号
債務者 株式会社不動インダストリー
代表者代表取締役 石井 裕人

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野田 晃弘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時15分

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第32号

埼玉県大里郡寄居町赤浜1903番地
債務者 株式会社W i n P r o
代表者代表取締役 丸山 和彦
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山下三佐子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時45分

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第33号

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘3丁目21番7号
債務者 株式会社ブロンコ・バスター
代表者代表取締役 丸山 和彦
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山下三佐子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時45分

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第729号

仙台市宮城野区新田3丁目10番14号サトウコーポ101
債務者 株式会社エニシング
代表者代表取締役 柴田 信博

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 航
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時40分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第36号

三重県名張市新田字出山1172番地21
債務者 株式会社G O A I n t e r n a t i o n a l
代表者代表取締役 鈴木 隆一

1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 拓也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時

津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第1740号

名古屋市港区津金2-8-25 Sun f i t 401号室、法人登記簿上の主たる事務所名古屋市中区丸の内3丁目6番11号 レインボーマルの内601号室
債務者 弁護士法人丸の内国際法律事務所
代表者清算人 服部 郁

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 伸之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後3時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第324号

鹿児島市下伊敷1丁目54番5号
債務者 柿原製菓株式会社
代表者代表取締役 角元 良郎

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多淳太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後2時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第351号

兵庫県加古川市加古川町南備後字小池15の3、兵庫県加古川市加古川町備後字小池15の3、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市野口町長砂97番地の86
債務者 株式会社インテリア明石木工
代表者代表取締役 明石 隆宏

1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大岩 和紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第1327号

福岡県筑紫野市二日市北1丁目8番1号サン

ハイツみやた1F
債務者 株式会社B I L I N G

代表者代表取締役 中野 篤志

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡 弥生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1095号 福岡市博多区住吉3丁目13番2号 債務者 株式会社ワープ 代表者代表取締役 濱田裕一郎 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩飽 梨栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 張替 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1371号 福岡県筑紫野市むさしヶ丘2丁目6番1号 債務者 有限会社むさしや 代表者代表取締役 鹿間 幸彦 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 涼平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月7日午前11時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第2932号 大阪市鶴見区緑1丁目5番7号 債務者 株式会社デジタルマップス 代表者代表取締役 十川 吉正 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蟻川 敦之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塙 太一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第189号 石川県白山市幸明町296番地3 債務者 株式会社飛田左官工業 代表者代表取締役 飛田 友也 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白土 大作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月10日午前10時 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第998号 福岡市城南区片江5丁目4番38号 債務者 株式会社AMU 代表者代表取締役 藤江 翔太 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 呂山 桂子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午後3時 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午前10時 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	令和7年(フ)第31号 福岡県飯塚市鯨田767番地1 債務者 ケア・サポート寿株式会社 代表者代表取締役 田才 初美 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月31日午前10時 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第72号 鹿児島県出水市野田町上名5502番地 債務者 農事組合法人野田町えのき茸生産組合 代表者理事 迫口 重弘 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月10日午前10時40分 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仁張 望 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月23日午前10時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第52号 広島県尾道市防地町23-2、住民票上の住所 宮崎県宮崎市大字赤江1276番地3 債務者 郡山 昭太 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松島 功治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月31日午後1時30分 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第609号 堺市南区新檜尾尾一丁24番6号 債務者 株式会社アール・エフ・スリー 代表者代表取締役 藤田 廣一 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 浩夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午前10時 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横溝 英紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月28日午前11時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第104号 富山市向新庄町3丁目5番15号 債務者 株式会社美羽美創 代表者代表取締役 久郷 稔 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大澤 一司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月1日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第609号 堺市南区新檜尾尾一丁24番6号 債務者 株式会社アール・エフ・スリー 代表者代表取締役 藤田 廣一 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 浩夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午前10時 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月11日午前10時40分 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第502号 宮城県仙台市青葉区錦町1-8-28ルアナ エールレジデンス錦町502 債務者 株式会社グラーティア 代表者代表取締役 菊池 朝陽

令和7年(フ)第3324号	大阪市北区長柄東2丁目8番36-705号 債務者 シュティール・エンダーン合同会社 代表者代表社員 友田真一郎 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 喬 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3420号	大阪市東成区大今里西1丁目18番2号 債務者 株式会社エヌ・エス・ワイ 代表者代表取締役 中田 耕二 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 悠紀 大阪地方裁判所第6民事部
	破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第21号	島根県邑智郡邑南町山田473番地4 債務者 中村 祐樹 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今城 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 松江地方裁判所浜田支部
令和7年(フ)第53号	福岡県嘉麻市山野316番地1 セゾン山野3号 債務者 仲江絵理香 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 明輝 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第59号	北海道小樽市花園5丁目8番12号 長谷川 コーポ203号室 債務者 大澤 保 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 純子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第36号	栃木県栃木市日ノ出町15番10-609号 ビレッジハウス栃木日ノ出タワー、前住所栃木県下都賀郡野木町大字野渡955番地2 債務者 鈴木喜美代 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 薄井 里奈 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第210号	愛知県豊橋市三本木町字元三本木70番地の2 債務者 河合 親好 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地令比等 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第70号	福島県喜多方市熱塩加納町加納字村東甲1786番地の4 債務者 峯岸 磐郎 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第1729号	神奈川県大和市中央林間1丁目18番18号 ドミール中央林間101 債務者 江村 智士 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本新一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第382号	相模原市南区相模台2丁目28番13号 アゼリ アガーデンズ相模原106 債務者 渡邊 真也 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本新一郎
令和7年(フ)第43号	秋田県能代市字松長布293番地3 債務者 佐々木亜紀子 法定代表人成年後見人 岩崎 康宏 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第97号	北海道苫小牧市北光町4丁目12番12号 債務者 南 勝則 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 正敬 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月31日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部
令和7年(フ)第982号	横浜市旭区南本宿町101番地5 ピオトープ 21A 401号 債務者 井出 正敏 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出田 浩一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(フ)第539号 神戸市須磨区南落合2丁目2番509-106号 債務者 村上貴洋子</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大島 智子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第110号 兵庫県川西市久代3丁目18番12-10号 傾債務者 小川 蓮斗</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 健治 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第87号 鳥取県八頭郡八頭町延命寺23番地、旧住所東京都八王子市台町2丁目25番17号 武政ビル203号、東京都八王子市越野12番地9 越野ハイツ202号 傾債務者 田中 茂雄</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 真輝 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時30分</p>	<p>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 鳥取地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第3325号 大阪市北区西天満4丁目13番5-705号 傾債務者 友田真一郎</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 留 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第3421号 大阪市東成区大今里3丁目8番30号、前住所大阪市東成区大今里1丁目28番19号 傾債務者 中田 耕二</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 悠紀 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第254号 函館市富岡町1丁目36番23号 ハイツふきのとうNo. 7 101 傾債務者 伊藤 健一</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第256号 函館市末広町20番19-401号 傾債務者 越前谷優子</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第263号 函館市深堀町13番35-403号 傾債務者 富塚 佳代</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第1548号 愛知県半田市亀崎高根町7丁目118番地の1 傾債務者 深谷 一巳</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1591号 名古屋市中川区若山町3丁目25番地 TMハウス201号 傾債務者 佐橋 豪</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第462号 川崎市中原区中丸子336番地 コーラルパレス 105 傾債務者 本堂 幸広</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>
---	---	---

令和7年(フ)第1122号 埼玉県蕨市塚越7丁目18番7号 コーポ若松105号 債務者 田口 勝志 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1175号 さいたま市岩槻区美園東2丁目19番地5 工マーク101 債務者 西山 满浩 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1176号 さいたま市岩槻区美園東2丁目19番地5 工マーク101 債務者 西山さゆり 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1193号 さいたま市西区宮前町1661番地1 スカーレットⅠ 204 債務者 田中 稔 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第276号 大阪府岸和田市土生町5丁目12番4-802号、 前住所大阪府岸和田市小松里町193番地の38 債務者 木村 恵子

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第277号 大阪府岸和田市土生町5丁目12番4-802号、 前住所大阪府岸和田市小松里町193番地の38 債務者 木村 紗華 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第316号 大阪府岸和田市磯上町5丁目18番10号 ユーライフ105号 債務者 河合 剛志 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第324号 大阪府和泉市箕形町4丁目5番49-205号 債務者 山本 和也 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第340号 大阪府阪南市下出501番地 B-102号、前住所大阪府阪南市尾崎町158番地の6 債務者 鹿野 天海(旧姓南)

令和7年(フ)第356号 大阪府岸和田市沼町4番5号 牧村マンション201号 債務者 栗林 明美 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第344号 大阪府泉南市岡田2丁目190番地の24 債務者 西岡 順子 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第348号 大阪府貝塚市半田3丁目11番6号 債務者 重谷 茂樹 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1309号 愛知県小牧市村中33-2 レオパレスプレミアムエステート202、住民票上の住所岡山県倉敷市中畠2丁目10番15号 アンジェリーク中畠C-102 債務者 山田 政昭 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1384号 愛知県瀬戸市原山台7丁目12番805号 債務者 エスペラ リンゼイ パスクア(ESPELA LINSEY PASCUA) 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1529号
名古屋市天白区鴻の巣2丁目1511番地 指定
共同生活介護コピア、従前の住所名古屋市守
山区小幡中3丁目26番10号 ハウス北屋敷
303号
債務者 門 誠
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1560号
愛知県常滑市新田町2丁目24番地の1 スピ
リツツシェアA棟102号
債務者 風岡 智子
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1567号
愛知県小牧市小牧原2丁目226番地 ハート
ピア北棟201号、従前の住所愛知県豊橋市前
田南町1丁目16番地18 ヴィレッジ杉田B
307号
債務者 加藤 愛美
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1581号
名古屋市港区木場町9番地の3 木場南住宅
3棟306号
債務者 小関 惠理
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1593号
名古屋市北区尾上町1番地の2 尾上団地5
棟708号、従前の住所名古屋市北区大曾根3
丁目17番5号 メゾンエトワール805号
債務者 廣田 真彩
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1643号
名古屋市東区筒井3丁目30番2号 貞和ビル
2C号
債務者 福地 祐治
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1658号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字鳥西71番地
債務者 西村 明美
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1664号
名古屋市港区東蟹田808番地の1 ロフティ
蟹田103号
債務者 佐々木 薫
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1666号
名古屋市名東区八前1丁目608番地 サンハイツ八前102号
債務者 鈴木 彪斗
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1667号
名古屋市名東区八前1丁目608番地 サンハイツ八前102号
債務者 吉川 花菜
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第198号
愛知県蒲郡市宝町7番3号 宝ハイツ1-D
債務者 山本真由美
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第1037号
埼玉県朝霞市本町1丁目6番6号 ハビネス高橋302
債務者 佐藤 桂子
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1099号
埼玉県新座市畠中3丁目7番11号 グリーン
グローブB棟206号室、旧住所埼玉県新座市
畠中3丁目8番12号 ロイヤルハイツD棟
102号室
債務者 小坂 美穂
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1145号
さいたま市南区大字大谷口1322番地31
債務者 鈴木 秀典
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1172号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台5丁目31番地
債務者 宮野メロディリティアンこと ミヤノ
メロディ リティ アン ブアン
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第281号
愛知県安城市篠目町本郷103番地
債務者 浜辺設備こと 濱辺 正樹
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第346号 愛知県刈谷市板倉町3丁目8番地9 バレス 石川2-1号 債務者 佐和田友希 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第354号 愛知県知立市昭和6丁目1番地 知立団地60棟503号 債務者 ラモス ダ シルバ アンドレこと RAMOS DA SILVA ANDRE 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第375号 愛知県西尾市下羽角町住崎1番地 (株)デンソーア第4青雲寮223A号室 債務者 八幡 淳也 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第1103号 埼玉県新座市野火止4丁目19番11-508号 債務者 三浦 花恋 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第1223号 埼玉県戸田市美女木7丁目25番地の10 グリーンパティオ301号室 債務者 前田 優(旧姓瀧野)

1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第415号 埼玉県三郷市彦成3丁目14番2-506号 債務者 一柳 貴志 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年（フ）第430号 埼玉県越谷市レイクタウン2丁目25番地5 D o l l y V a r d e n II101 債務者 吉澤 勇作 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年（フ）第236号 埼玉県本庄市今井1126番地1 アルカンシエル・ド・モコI 201号室 債務者 中田 篤 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年（フ）第103号 和歌山県御坊市湯川町財部696番地23 ひかり荘203号 債務者 西崎 高明 1 決定年月日時 令和7年7月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 和歌山地方裁判所御坊支部
令和7年（フ）第237号 岡山県倉敷市南畠3丁目2番31号 サンセーラC棟202号室、転居前の住所岡山県倉敷市下津井4丁目4番7号 債務者 岡野 凪紗 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年（フ）第135号 群馬県太田市龍舞町4007番地1 債務者 金井 穂香 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第136号 群馬県太田市藤阿久町973番地1 債務者 三浦 尚 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第171号 群馬県高崎市中泉町614番地13 ハミング バー204号 債務者 山口 真弓 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第343号 相模原市中央区相生1丁目13番8号 レフィ ナード2-101 債務者 越田 尚人 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第66号 岐阜県土岐市妻木町932番地の6 債務者 池宮未由貴 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所柏原支部
令和7年(フ)第220号 静岡県沼津市原1790番地の1 セジュール長 橋205 債務者 植松 千晶	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第138号

長崎県長崎市興善町7番3号 宮崎ビル301
債務者 永松 康加

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第110号

北海道帶広市依田町32番地3
債務者 佐藤 好

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第68号

北海道北見市緑ヶ丘3丁目10番16号
債務者 宮内 隆広

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第95号

福島県いわき市平下平窪山土内町3番地の7
債務者 大和田尚弥

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第662号

横浜市都筑区牛久保東1丁目37番8号 ハピネス飯田8号館203
債務者 森田 弥生

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1007号

神奈川県藤沢市石川4丁目31番地の17
フォーラムI-8

- 債務者 笹原 千愛
- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1229号

神奈川県茅ヶ崎市中島1210番地 グリーンサイド大森205号室

- 債務者 金色 忠幸
- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1359号

横浜市金沢区富岡西2丁目4番5号 G.O
ハイム富岡101

- 債務者 山本 真之
- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1385号

横浜市金沢区釜利谷西3丁目12番9号
債務者 堀田 愛

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
岐阜地方裁判所

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1427号

横浜市中区大芝台14番地1 K&Mコーポラス102号室

債務者 中原 章

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1442号

横浜市瀬谷区宮沢1丁目61番地1 Wald
神305

債務者 鈴木 美樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1585号

横浜市神奈川区菅田町488番地 西菅田団地
3街区9号棟404号室

債務者 成枝 正幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第132号

岐阜市錦町2丁目2番地5
債務者 橋本 敦子

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第171号

岐阜県羽島市足近町坂井25番地1、前住所長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口2091番地38
風ハウス201、(前々住所)長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地284 浅間寮1号館112B

債務者 岩越 美侑

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第194号

岐阜県関市平賀町8丁目111番地 エトワール2A

債務者 澤村 紀恵

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第687号

京都市西京区川島粟田町18番地27
債務者 松本ひまわり

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第65号

広島県尾道市木ノ庄町木梨892番地4 ふあみ～る木梨

債務者 藤原 孝美

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第1272号 福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目22番5号 債務者 黒河 嘉行 1 決定年月日時 令和7年7月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第101号 茨城県下妻市大木304番地28 いなりやまハイム101号 債務者 福島 政子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第724号 仙台市太白区八木山香澄町4番7号 河北仙販八木山支店201、従前の住所仙台市太白区泉崎2丁目3番11号 コートヤード21、仙台市太白区八木山弥生町18番27号 アピタシオンA&B101 債務者 伊藤 敦子(旧姓及川) 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第820号 仙台市若林区かすみ町16番27号 宝来荘3 債務者 吾妻 夕子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第736号 仙台市青葉区折立1丁目17番22号 レオパレスアブニール折立112 債務者 鈴木 定之 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 秋田地方裁判所大館支部	令和7年(フ)第104号 茨城県筑西市中根732番地1 債務者 杉山 世奈 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第748号 宮城県亘理郡亘理町字北新町19番地3 アネックス203 債務者 三田さつき 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所日立支部	令和7年(フ)第125号 茨城県猿島郡境町陽光台1丁目23番地10 債務者 笹本 賢人 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第748号 宮城県亘理郡亘理町字北新町19番地3 アネックス203 債務者 三田さつき 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所日立支部	令和7年(フ)第121号 東京都国立市谷保7丁目18番地の21ヘリオス378谷保112 債務者 小峰 潔 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第98号 茨城県古河市旭町2丁目15番18号 グランボヌールB102号室 債務者 恒遠 謙二 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1255号 東京都調布市柴崎2丁目20番地6 アゼリアハイツ101 債務者 石塚 美桜 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第819号 仙台市若林区かすみ町16番27号 宝来荘3 債務者 吾妻 征貴	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第2577号 大阪市住吉区苅田1丁目14番24-301号 債務者 山田雄一郎 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第2936号 大阪市天王寺区玉造元町20番6-803号 債務者 金井重之こと 金 重之 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部		

令和7年(フ)第2975号	大阪市中央区上汐2丁目2番10号 メセタ上汐403号 債務者 D a n D e L i o n c o t o V i V i M o r e c o と 馬田 和成 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3072号	大阪府東大阪市長堂1丁目10番8号 ハピネスふせ 405号 債務者 横本 信明 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3232号	大阪府枚方市三矢町3番13-202号、前住所 大阪府門真市城垣町10番33-201号 債務者 竹田 りか 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3321号	大阪市東住吉区湯里6丁目3番3-603号 債務者 櫻井 一欽(旧姓丸山) 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3358号	大阪市東住吉区今川7丁目8番2-303号、 前住所大阪市東住吉区中野4丁目12番29- 412号 清川ビル 債務者 河木 春江(旧姓兒玉) 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3505号	大阪府吹田市江坂町2丁目1番8-721号 債務者 藤川 祐香 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3511号	大阪府枚方市小倉東町1番15号 債務者 小笠原菜摘 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3532号	大阪府茨木市中村町10番27号 ヴェルドミー <ol style="list-style-type: none">ル2 101号 債務者 山本 悠介 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3538号	岡山県倉敷市下津井2丁目5番38号 債務者 稲吉 健史 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3482号	大阪市東住吉区北田辺2丁目9番2号 ロイ <ol style="list-style-type: none">ヤル北田辺 504号 債務者 山下 ゆか 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第386号	岡山地方裁判所第3民事部 岡山県倉敷市下津井2丁目5番38号 債務者 稲吉 健史 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1180号	福岡県福津市日向野1丁目15番地の1 ウェーバー・S102号 債務者 古庄 亜紀(旧姓内田)
令和7年(フ)第1211号	福岡市早良区小田部3丁目1番19号 債務者 上田 政博 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1220号	福岡市南区老司5丁目50番36-6号 債務者 田中 美樹 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1238号	福岡市早良区有田団地10番307号 債務者 甲斐 楓華 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第50号	福岡県田川市大字川宮1650番地1 三井大敷 大敷団地12-4-4 債務者 須崎 貴大 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第51号 福岡県田川市大字弓削田3172番地3 債務者 茅原 将 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日時 令和7年7月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所伊丹支部
令和7年(フ)第52号 福岡県田川郡糸田町3471番地 債務者 芥川 京子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所伊丹支部
令和7年(フ)第53号 福岡県田川郡福智町金田1007番地1 県営金田住宅30101号 債務者 辰島あゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第113号 宮崎県延岡市日の出町2丁目6番地6 日光ビル 203 債務者 稲田みゆき 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第258号 大阪府東大阪市大蓮北4丁目1番37号 債務者 岡崎 美保 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第14号 兵庫県伊丹市荻野2丁目30 御園第5マンション101号 破産者 株式会社ノトス 1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第313号 大阪府高槻市奈佐原2丁目8番2-501号 債務者 工藤 真紀	1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第300号 兵庫県川西市栄根2丁目2番16号 破産者 有限会社S & C 1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第29号 代替住所A (旧住所 千葉県袖ヶ浦市福王台3丁目4番地103) 破産者 江澤 匠 (旧姓伊藤) 1 決定年月日時 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第80号 千葉県木更津市中島4057番地 破産者 大村 貴広 1 決定年月日時 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第35号 静岡県沼津市松沢町26番地の12フラットY号 u102号 破産者 有限会社アイ住建 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第1854号 大阪市中央区久太郎町1丁目9番26号 破産者 株式会社ブライト・ネット・システム 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2272号 大阪府枚方市津田駅前1丁目6番40号 破産者 株式会社FMSプランナー 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2273号 大阪府東大阪市鳥居町1-15フォレストバード102、前住所大阪府枚方市津田駅前1丁目6番40号 破産者 高坂 正顕 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3811号 大阪市東淀川区小松2丁目3番2号 破産者 SHOEI FORMこと出水彰 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第125号 神戸市長田区若松町9-1-5 破産者 合同会社YSプランニング

1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第174号 大阪市北区豊崎3丁目16番16号 破産者 株式会社LUF 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続終結
令和6年(フ)第219号 兵庫県伊丹市森本6丁目123葵荘104 破産者 株式会社優愛 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和6年(フ)第698号 仙台市青葉区本町3丁目6番17号 破産者 株式会社熱海工務店 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第4423号 大阪府枚方市三栗1丁目28番49-201号室 破産者 株式会社オーティーエス 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続終結及び免責許可決定
令和6年(フ)第302号 兵庫県加東市下久米693番地4 破産開始決定時の住所 兵庫県川西市平野1丁目27番11号、前住所兵庫県加東市下久米693番地4 破産者 太田 哲生

1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和6年(フ)第305号 兵庫県伊丹市西野4丁目46番地 破産者 岡部 正明 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第79号 広島県尾道市平原3丁目21-11 メゾンフレンディー3号、住民票上の住所広島県東広島市西条町御園字3290番地33 破産者 西澤 大吾 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第89号 広島県三原市西町2丁目16番19号 破産者 山田 真弓 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和4年(フ)第1598号 福岡市南区老司5丁目4番3号 破産者 野口 沙織(旧姓中島) 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2443号
福岡県糸島市荻浦5丁目3番13号
破産者 1 L I F E C O M P A N Y こと
秋根 裕
1 決定年月日 令和7年7月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第11号
兵庫県洲本市桑間816番地 ラヴィくわまB
棟103号室、開始決定時の住所兵庫県淡路市
岩屋805番地3
破産者 岩口 麻
1 決定年月日 令和7年7月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(フ)第50号
兵庫県神戸市垂水区桃山台7丁目4番地の44
メル・ヴェーユ桃山台206号
破産者 やま庄水産こと 山谷 直義
1 決定年月日 令和7年7月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日**

令和6年(フ)第910号
福岡県大野城市上大利4丁目5番22-405号
破産者 田中 一馬
1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
2 一般調査期日 令和7年9月4日午後2時30
分
令和7年7月24日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2028号
福岡市南区南大橋1丁目2番10号 スカイハ
イツ大橋第2-203号
破産者 T-s t y 1 e こと 立石 拓也
1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
2 一般調査期日 令和7年9月19日午後3時30
分
令和7年7月24日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第63号
埼玉県越谷市南越谷4丁目11番4-302号
破産者 株式会社東京宝石
1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
2 一般調査期日 令和7年10月3日午後3時10
分
令和7年7月28日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第5102号
大阪府八尾市植松町4丁目4番7号
破産者 藤原 一輝
1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
2 一般調査期日 令和7年10月27日午後2時
令和7年7月25日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1636号
大阪市中央区安土町1丁目7番13号
破産者 株式会社F u j i トラスト
1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
2 一般調査期日 令和7年10月16日午後2時50
分
令和7年7月25日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3076号
大阪市西区立売堀3丁目8番12-505号
破産者 前田 善徳
1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
2 一般調査期日 令和7年10月30日午後2時50
分
令和7年7月25日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第100号
佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙2489番地2
破産者 百武由美子
1 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
2 一般調査期日 令和7年10月22日午前11時
令和7年7月28日 佐賀地方裁判所武雄支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第63号

宮崎県延岡市土々呂町5丁目1304番地イ
破産者 妻鳥 広幸
異議申述期間 令和7年9月5日まで
令和7年7月25日 宮崎地方裁判所延岡支部
**小規模個人再生による再生手
続開始**

令和7年(再イ)第4号

栃木県真岡市熊倉2丁目13番地1アレント・
サワB棟202号前住所栃木県真岡市熊倉町
4834番地8Mハウス熊倉II101号室
再生債務者 仁平 純江
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令
和7年9月8日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和7年(再イ)第33号

相模原市緑区下九沢1937番地4 シャンポー
ル九沢II 302号
再生債務者 岩渕 英二
1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令
和7年9月5日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第23号

岐阜県郡上市白鳥町二日町1234番地1、(前
住所)岐阜県高山市石浦町3丁目607番地
コープマリジン石浦2-6
再生債務者 あおいろ林業こと 細江 信寿

1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令
和7年9月5日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第81号

札幌市西区宮の沢3条5丁目13番16号
再生債務者 鈴木 千鶴
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令
和7年9月8日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第59号

岡山市北区三手563番地6
再生債務者 大森 浩史
1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令
和7年9月8日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第65号

岡山市北区川入1024番地26
再生債務者 西川 誠
1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令
和7年9月8日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第3号

茨城県日立市諏訪町4丁目36番14号
再生債務者 寺田 圭佑
1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令
和7年9月24日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第13号

茨城県高萩市大字島名2129番地の50
再生債務者 飯塚 和実

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月24日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第18号

福岡市博多区上牟田1丁目13番17-608号
リアン シエルブルー東比恵

再生債務者 野口 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月4日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第54号

仙台市泉区八乙女2丁目1番地ロイヤルシャトーハ乙女410(従前の住所)仙台市泉区八乙女中央4丁目6番24-4006号

再生債務者 佐藤 雄大

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第3号

福島県南相馬市鹿島区鹿島字岩妻3番地の6
再生債務者 見山 太哉

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

福島地方裁判所相馬支部

令和7年(再イ)第19号

埼玉県深谷市江原451番地 ビレッジハウス
深谷1-502号

再生債務者 坂村 大

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月26日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第49号

京都府宇治市木幡北畠27番地の23

再生債務者 鎌足 直滋

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月8日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第275号

大阪府八尾市宮町3丁目1番6号

再生債務者 山口 孝二

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第296号

大阪府寝屋川市萱島東3丁目16番9-2号

再生債務者 小川 由子

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第48号

堺市美原区阿弥24番地8

再生債務者 田中 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月12日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第202号

福岡市早良区飯倉5丁目13番2号
再生債務者 井手 拓志

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第8号

福岡県飯塚市上三緒443番地72

再生債務者 矢原 陽市

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和7年(再イ)第11号

佐賀県杵島郡白石町大字甘治1961番地

再生債務者 山田南海男

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第24号

宮崎市淀川1丁目2番5号 M J R 大淀リバーサイド701号

再生債務者 古賀 基恭

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第58号

堺市東区白鷺町1丁25番1-501号

再生債務者 池村 博幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第62号

堺市中区八田北町10番地31 22棟306号

再生債務者 上林 勇太

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第9号

千葉県袖ヶ浦市神納5017

再生債務者 下門 大樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで

令和7年7月28日

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第44号

仙台市泉区白松3丁目2番8-302号

再生債務者 柴田 真

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月15日まで

令和7年7月25日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第64号

埼玉県草加市新里町414番地 グリーンシャルムII-301号

再生債務者 山口 真由

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月15日まで

令和7年7月25日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年（再イ）第21号 相模原市中央区淵野辺3丁目7番16-905号 再生債務者 和田 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月25日 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年（再イ）第383号 大阪府池田市旭丘2丁目8番9号 再生債務者 向井 章 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 21日まで 令和7年7月25日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第1号 茨城県日立市東金沢町4丁目9番17号 再生債務者 藤野 泰司 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月23日 水戸地方裁判所日立支部	令和6年（再イ）第336号 福岡県糟屋郡柏原町仲原3丁目3番8-306 号 ラ・シルエーラ 再生債務者 大場 康之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月25日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第5号 埼玉県熊谷市石原1314番地4 再生債務者 野々村 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第5号 北海道苦小牧市緑町2丁目18番12-604号 再生債務者 梅内 文矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで 令和7年7月25日 札幌地方裁判所苦小牧支部	令和7年（再イ）第23号 福岡市博多区半道橋2丁目14番2号 (株)N.I P.P.O福岡出張所寮 208号 再生債務者 柳瀬 和明 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月24日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第2号 福岡県嘉麻市平1366 アビタシオンヒラ203 号 再生債務者 山崎 勝和 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係
令和7年（再イ）第10号 東京都西東京市住吉町4丁目9番4号光コープ106（住民票上の住所）東京都西東京市住吉町4丁目9番4号光コープ303 再生債務者 加藤 純司 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第126号 大阪府吹田市青葉丘南13番1-406号 再生債務者 小倉 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで 令和7年7月25日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第62号 神戸市北区唐櫃台4丁目9番3号 再生債務者 宮園 武志 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月25日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第5号 長崎県長崎市油木町27番13-203号 再生債務者 前田 裕介 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第6号 長野県上田市武石沖641番地1 再生債務者 北川 健一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 令和7年7月28日 長野地方裁判所上田支部	令和7年（再イ）第178号 大阪市東淀川区豊里5丁目18番14号 再生債務者 芝 智彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで 令和7年7月25日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第8号 兵庫県宝塚市亀井町9番70号 再生債務者 小坂 勇太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月25日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	令和7年（再イ）第14号 宮崎市橋通東5丁目7番11号 サンライズ コート508号 再生債務者 青木 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで 令和7年7月28日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第7号 長野県茅野市宮川1439番地11 再生債務者 藤澤 亜生 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第7号 佐賀県伊万里市大坪町甲2269番地12 再生債務者 宇野 直紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで 令和7年7月28日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和7年（再イ）第1号 茨城県日立市東金沢町4丁目9番17号 再生債務者 藤野 泰司 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月23日 水戸地方裁判所日立支部	令和6年（再イ）第336号 福岡県糟屋郡柏原町仲原3丁目3番8-306 号 ラ・シルエーラ 再生債務者 大場 康之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月25日 福岡地方裁判所第4民事部

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第3号

さいたま市浦和区上木崎7丁目9番9号

再生債務者 菅谷 剛志

意見聴取に付する再生計画案 令和7年9号

9日付け再生計画案

書面で意見を述べることができる事項 民事

再生法241条2項各号に定める事由 民事

2の書面の提出期間 令和7年8月15日まで

令和7年7月25日

さいたま地方法院第3民事部

令和7年(再口)第2号

埼玉県那須塩原市井口1085番地37

再生債務者 人見 篤

意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月

23日付け再生計画案

書面で意見を述べができる事項 民事

再生法241条2項各号に定める事由 民事

3の書面の提出期間 令和7年8月22日まで

令和7年7月25日

宇都宮地方裁判所大田原支部
給与所得者等再生による再生
計画認可

令和7年(再口)第100001号

茨城県水戸市榜塚3丁目1番20-301号 メ

再生債務者 福森 希子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月4日までの意見聴

取期間が経過した再生計画には、民事再生法に

定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月28日

水戸地方裁判所

会社の売の公取

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の

株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に予

定しております。

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

三重県津市あのつ台四丁目六番11
(丁) 三重ヤクルト販売株式会社
代表取締役 秋月 孝規岐阜県岐阜市下奈良三丁目八番七号
(戊) 岐阜ヤクルト販売株式会社
代表取締役 武藤 大介

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月5日

横浜市神奈川区守屋町1丁目1番11
(甲) 京浜ドック株式会社
代表取締役 中村 利

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 岡野電線株式会社
代表取締役 永井 清俊

左記会社は新設分割により新設する株式会社ミラ

イタガ(住所埼玉県さいたま市南区別所2丁目六

番四号)に対して当社の資産管理事業に関する権

利義務を承継し乙はそれを承継させることにいた

しました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲

の会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲

この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) https://www.furukawa.co.jp/zaimu/
kamenfic693.htm

(乙) 揭載の日付 令和7年6月19日

横浜市神奈川区東日暮里六丁目四八番10号
(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年5月5日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 岡野電線株式会社
代表取締役 永井 清俊

左記会社は新設分割により新設する株式会社ミラ

イタガ(住所埼玉県さいたま市南区別所2丁目六

番四号)に対して当社の資産管理事業に関する権

利義務を承継し乙はそれを承継させることにいた

しました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲

の会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) https://www.furukawa.co.jp/zaimu/
kamenfic693.htm

(乙) 揭載の日付 令和7年6月19日

横浜市神奈川区守屋町1丁目1番11
(甲) 京浜ドック株式会社
代表取締役 中村 利

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

の合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲の

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最

終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年6月19日

(甲) 古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 德田 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することに致しました。こ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社SOUNT Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都渋谷区宇田川町七番一七一九〇一号
ユニープル渋谷神南

合同会社SMOOTH

代表社員 村越 陽平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

合同会社TommyG

代表社員 富安 仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

合同会社池尻二丁目三七番一七一九

○五号

代表社員 小川宗一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

合同会社Smart BIZ

号室

代表社員 H I R O I S L A N D

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

合同会社東日本堤二丁目一二番三号

P 2 P 合同会社

代表社員 玉井 淳平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は泰松建設株式会社としま

資本金の額の減少公告

の総社員の同意の取得は令和七年七月二十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

大阪府松原市天美我堂一丁目六〇番地

泰松建設合同会社

代表社員 泰松 大起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

広島市安佐南区相田七丁目四六番九号

合資会社モナミ

代表社員 松下 高志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

福岡県久留米市東町四八九一二一

合同会社太輔商事

代表社員 執行 泰輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

合同会社芝公園一丁目五番一〇号

株式会社芝パークホテル

代表取締役 柳瀬連太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

ビルディング七階

山林等引受救済整備事業合同会社

代表社員 清正 正江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は泰松建設株式会社としま

ました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

株式会社

代表社員 玉井 淳平

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年七月一日開催の臨時株主総会において、資本金の額を金四、五〇〇、〇〇〇円減少して、金九、五〇〇、〇〇〇円とすることを決議いたしました。

当社は、資本金の額を八千百五十万円減少し、百万円とすることにいたしました。

また、令和七年七月二十八日から令和七年九月八日までの日を払込期日とする株式の発行があつた場合及び同期間に新株予約権の全部又は一部が行使された場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

大阪府松原市天美我堂一丁目六〇番地

泰松建設合同会社

代表社員 泰松 大起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都墨田区道玄坂一丁目一六番六号

株式会社Goto school

代表取締役 松本 哲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少し、一億円とすることにいたしました。減少する資本金につきましては、その全額を、資本準備金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月八日であり、組織変

更後の商号は株式会社モナミとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

広島市安佐南区相田七丁目四六番九号

合資会社モナミ

代表社員 松下 高志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

福岡県久留米市東町四八九一二一

合同会社太輔商事

代表社員 執行 泰輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

株式会社

代表社員 玉井 淳平

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年七月一日開催の臨時株主総会において、資本金の額を金四、五〇〇、〇〇〇円減少して、金九、五〇〇、〇〇〇円とすることを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都中央区日本橋一丁目二番四号

株式会社葵工業

代表取締役 吉川 勝也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は泰松建設株式会社としま

ました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

香川県高松市伏石町一五六二番地

株式会社ALL GRIN

代表取締役 八木橋佑介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は泰松建設株式会社としま

ました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

香川県高松市伏石町一五六二番地

株式会社ALL GRIN

代表取締役 八木橋佑介

組織変更公告

